

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会会議録

日時：平成25年1月9日（水）

午前10時半から正午まで

場所：環境生活部会議室

配布資料

- 資料1：第二期宮城県イノシシ保護管理計画の概要（案）
- 資料2：第二期宮城県イノシシ保護管理計画（案）
- 資料3：新旧対照表
- 資料4：第二期宮城県イノシシ保護管理計画（案）に対する意見
- 資料5：第11次宮城県鳥獣保護事業計画（案）の概要

1 開 会

事務局が開会を宣言した。

事務局から本日は構成委員10名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第5条第6項の規定で準用する第4条第2項の規定により定足数を満たしていることから本会議が有効に成立していると報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを報告。

2 議 事

条例第4条第1項の規定により以降、玉手部会長が議長となる。

玉手部会長： ご指名でございますので挨拶を申し上げます。新年早々にお集まりいただき有難うございます。イノシシに関しましては、今後、被害がどういうふうに移すか、非常に社会的な関心も高い問題でありますので、これから4年間のことを考えると、非常に重要なことを検討します。どうかご忌憚のないご意見をお寄せ下さいますようお願いいたします。また会議の進行にどうかよろしくご協力いただきたいと思います。これから後、皆様着席のまま発言をお願いいたします。それでは早速、議事に入ります。始めに（1）第二期宮城県イノシシ保護管理計画（案）について、事務局から説明願う。

事務局： （資料に基づき説明）

玉手部会長： 有難うございます。この資料2はページ数が多いようですから、これからこれについては、ご意見ご質問等いただきながら検討していきますけども、3つに分けて行いたいと思います。最初にこの資料2のうち、最初の「1」の「計画策定の背景及び目的」から4ページの「計画の対象とする区域」、ここのところは最初の記述ですので、それについて対象区域を変更するとかあります。ここの部分ですね、4ページまでの部分についてご意見ご質問等をお願いしたいと思います。特にやはり今申し上げましたように、一番大きなところは、資料3の方が新旧対照表ですけれども、計画区域が第

一期の場合には限られていましたけど、第二期の場合には全県を対象としてその中で、重点区域を指定する形で分けているということです。

仲谷委員： 冒頭で申し訳ないのですが、1つ確認と、また厳しいことを言わせていただきます。ひとつ確認は第11次計画での変更点が、あまり反映されていないように見えるのですが、その部分は大丈夫でしょうか。生物多様性などの部分を記述するようになった、そういうふうな部分がいくつかあったようですが、その部分の対応はどうでしょうか。

事務局： それにつきましては時間がありましたら説明する予定でした。この計画ではなく、資料5にございます、同時並行で見直している鳥獣保護事業計画の方を中心に反映させている状況で、この計画の中には地域ぐるみ活動とか、一部しか反映しておりません。

仲谷委員： それはやらなくても別に問題はないのですね。その部分の確認だけさせてください。

事務局： 宮城県の計画の作り方として、後ほどこの会議の後半の方でご説明しますが、国の計画を受けて宮城県鳥獣保護事業計画というものを作っています。これは鳥獣全体を網羅した計画なのですが、そちらの方では国のガイドライン等に沿った形で、生物多様性等も含めて入れさせていただいておりまして、個別の保護管理計画の方には記載しておりません。

仲谷委員： 了解しました。

事務局： そういうことなのかなとの理解でそういう作り方をしております。個別に特に必要なものについては、一部、具体例として入れさせていただいているものもありますけれども、そこまで個別の特定鳥獣保護管理計画の方に記載する必要性はないのではないかと理解しております。

仲谷委員： 少し厳しいことを言わせていただくと、「農」の部分の委員2名が欠席していることは、この計画の中での一番の重要な目的となっている農業被害について議論運営するのはあまり良いことではない。農業被害の軽減が中心であれば、農業被害についてきちんと検討しておかないといけない部分で、委員がいないに加えて資料があまりにも羅列的というか、特に「農」からのだからどうするのという部分の提案がないのは、この計画に対する緊張感が少なく、東北の雄である宮城県としては、残念に思う。「農」の部分の参画について、どういうふうに位置付けされているのか、やはり緊張感を持って参画していただかないとうまくいかない。「農」の参加が十分でないところは特定計画が失敗している。目的が「農」の被害が一番に来ているにも関わらず、「農」が何も言わないオブザーバー、参加しても3分くらいで帰ってしまう県もあって、その後はきちっと参加いただいています。データについても先ほど言ったように、だから何なのだっていう部分は、やはり出していただかないと。この会議は評価をする会議ですから、評価ができるような資料をどう作成するのか、あるいは、委員が状況把握できるのかを、考えていただければなとは思いますが。個別の方については、また後ほど。

玉手部会長： 前半の部分の確認ですけれども、第11次宮城県鳥獣保護事業計画についてはお話があるので、包括的なところはそこで、環境省からの指針に基づいて作成されるわけ

ですが、仲谷委員にお伺いしたいのは、例えばシカですと生物多様性と言う部分ではシカによる植生被害とか環境に対する影響がかなり大きいということも書き込めるわけですが、イノシシの場合は生物多様性との絡みで言えることは、ポイントとしては何かありますか。

仲谷委員： 特に今大きく言われていることは少ないと思いますけども、海外では地表面で巣作りするような鳥類だとかですね、そういった部分にも影響しますし、場合によってはサンショウウオのようなものがあれば、やはり捕食する可能性もあるかと思います。環境をかく乱する部分はやはりあります。本来宮城県にイノシシがいたような中での多様性があったとすれば、元に戻るという考え方もできると思いますけれども、ただ、この段階で、どこまで書けばいいのかということになると、環境審議会みたいな、あるいは、事業計画に記述されている中身をもう少し見ないと、分からない部分があります。

玉手部会長： 4ページまでの部分ですね、計画の期間と言うのは4年間でよろしいと思いますけれども、計画対象区域までのところに関しては、何か他にご意見ございますか。

斎藤委員： この資料1の3ページ目ですけど、各県におけるイノシシの規制緩和の部分です。この検討委員会が始まった段階から私、くくりわなの直径12センチの話をよく言っていたと思いますが、今回こういう資料が初めて出てきたので話しますが、宮城県は予定なしになってしています。小さいイノシシをくくりわなで獲る分においては、何回も言っているように、12センチで何とか獲れるんですけども、12センチで大きいのを獲るとなると、なかなか至難の技になるわけなんです。それでそのために、何回も言うように、この委員会で話しをしていて、他の県で一部15センチ以内とか12センチを超えても良いつて、結構、この資料を見るとあるんですよ。だから県でこういうふうな考え方をして貰えば、もう少し、捕獲率が上がってくるのかなって感じがするものですから、今回、資料を出して貰ったからお話するのですが、そのへんどう考えているのかと思ひまして。

事務局： このくくりわなの件について、前回は斎藤委員の方から言われたと思いますけども、どうしてもやはりクマの錯誤捕獲の可能性がなかなか排除しきれないということもありまして、今回については見送りをさせていただきました。そのへんで有効な対策というのがあれば良いのかなという感じです。現行でも見ていただければ分かる通り、比較的クマの生息の少ない県ですと、導入がすすんでいるんですけども、東日本ではなかなか少ないというところありまして、もう少し他にもまだやる手段があるのではないかとも思ひもありまして、今回については見送りをさせていただき、引き続き検討していきたい。

玉手部会長： 後からも出てくると思うのですが、斎藤さんに伺いたいのは、例えば猟友会の方でも、クマがくくりわなでかかった場合はかえって怖いという話をする方もいるのですが、そういった点、どうなのでしょう。狩猟者のご意見として。

斎藤委員： やはり、クマはうちの方はあまりいないので。クマがいるところでは箱わなに脱出口が必要だと思うんですけど、うちの方はいないものだから。

事務局： 確かに今お話したとおり，生息域とかその辺を考えていけばということはある得ると思いますが，今回については見送りました。

玉手部会長： そうしましたら，これについてもまた後の方で出てくるかと思しますので，計画の次のページに進めさせていただきたいと思っております。次は5ページから14ページまでです。保護管理の目標の現状のところ，現状把握に関する文章が書いてあります。これも先ほど羅列的という仲谷委員のご指摘がありましたけども，今までのデータが説明されております。ここについてご質問ご意見等ございましたらお願いします。少し私の方からも意見を述べますが，後段で，保護管理計画の目標が，被害金額という，つまりお金で目標設定されるんですね。そうすると対策にどれくらいお金がかかっているかっていうデータが本当は必要だろうと思っております。要するにどのくらい投入資金を投入したらどのくらい被害が軽減できるのかという。やはり結局のところは農業経営の問題になってしまうわけです。特措法を含めて，現状でどのくらいのコストをかけて，イノシシの対策をしているのか，ということがあれば，今後，例えば，被害をこれくらい下げるときに，このくらいのコストが必要だということが，広く周知されると思っております。そういうコンサイスを得るための資料として，被害対策，特措法を含めてあるいは，自費でやっている方もいっぱいいらっしゃいます，そこを含めて正確でなくてもよろしいですが，桁で分かるような数字があればと思っております。

仲谷委員： それに関連するのですが，イノシシ問題は農業問題だと明記されていますね。だからそれを，きちんと押さえて委員会で評価をやらざるを得ないし，やっていかないと，県民にとってメリットがない。例えば部会長さんが言われたことと関連しますが，今，柵の補助は何キロやっていますか。そして後10年後までに何キロやろうとしているか，大まかでもいいですから教えていただければと思っております。

事務局： 何キロということまでは今日，資料を持ってきていないのですが，昨年度につきましては，柵の設置ということで，国の交付金で1970万ほど投入しています。今年度につきましては仙台市では積極的にやっていたいただいているところです。

仲谷委員： 金額だとイメージ湧かないが，私が言いたいのは部会長さんが言われたように，一体どこまでやるのだと。やったことがきちんと成果に表れているのか，「農」は把握しないといけない。とにかく貰ったお金の分だけ柵を張ってしまうことになりはしないか。あまりにも計画性がないことになりはしないか。

事務局： 23年度につきましては被災をしていた関係もありまして一部の地域では断念したところもありました。国の補助金を活用して設置している柵と，それから市町村が単独で補助して柵を設置している所もありまして，それについては金額でしか実績を上げていただけていないので，今後は，今言われましたように市町村で何キロに渡って，県で補助している分は確認すればすぐ分かるんですけども，今後の報告に当たりましては，延長数で挙げていただくように検討したいと思います。

仲谷委員： それはいいですね。次回くらいに大体の実績と，できれば被害の軽減率みたいな部分が仮にあれば。それによってどうだとか，県としては何キロまで張るんだというふうなおおまかでいいですから，少々間違ってもいいわけですので出して欲しい。とい

うのは、九州の県では1800キ口4300キ口と張ります。本当にこれで止まるのかという議論が西日本で進みつつあります。一体何キ口までやるのか、効果的に柵を張れているのかの議論がかなり出ています。また宮城県で同じことが起こると勿体無いので、是非よろしくをお願いします。

事務局： 少し補足でございます。実はこれ前回の部会や委員会でも出させていただいたんですけども、その際は市町村毎に23年度実績と24年度計画を出していただきまして、その際に延長などを出している市町村の数字を加えますと、数字を明示されていない所もあるんですけども、仙台市が今年度50キ口ほど計画されていて、その他に白石市が23キ口ほど計画されているというような報告をいただいております。それをこの部会に出させていただいております。次回も市町村毎に、この実績と計画とを出していただくような形になりますので、次回、来年度になりますけども、開催する時に出す資料につきましては更に、今議論されたこと等踏まえて、もう少し良く分かるような形でお示しできればと思います。

仲谷委員： そうですね。また来年も単なる事業の実績とこれからの計画の話になってしまって、だからどうだったのっていうのが抜け落ちてしまうと困ります。とにかく頑張ろうっていう計画だけになって、今までやったことが良かったのであれば進めようと、あるいは逆に悪かったら、検討し直す。その目標自体は良かったけれどもやり方が悪かったのか、ここはやはり評価の会議ですから、それをやらないと良いものが出てこない。是非、その後の評価を、「農」の部分は「農」の中で、あるいは環境の部分は環境の中で、専門家がいないので必ずしも当たっているかどうか分からないとしても検討いただいて、方法としてはこうしようと考えていると、いうふうな意見を出していただいた方が問題が明確になると思います。

事務局： それで今のお話を受けてということではないのですけれども、実は来年度、かなりの市町村で立てている被害防止計画について評価をしなければならない、いわゆる最終目標年度が24年度に当たっている所がかなりありまして、そこは評価報告をしていただくことになっています。それで、市町村毎にそれぞれの被害防止計画とそれに対する対応策、並びに市町村における評価を上げていただきまして、それを県の方で評価委員の先生をお願いいたしまして、検討会を開催するつもりで、今年度24年度に25年度に向けた対策として、予算要求等させていただいておりますので、そちらの方を早い段階でまとめまして、来年度この部会の方で報告できるようにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

玉手部会長： 今のお話が今後、新たな計画期間に入って年度毎に達成状況を検討していくためのデータが不可欠だということで、この保護管理計画にそれを入れるというのでは当然ありませんので、確認をしていただきたい。それで、ここの14ページまでのところで、捕獲数のデータですとか、いわゆる記述の部分に関して、何か他にご意見ございますか。

斎藤委員： 狩猟人口が減っているという部分で、今現在、各市町村単位の捕獲隊を編成しています。それで、鉄砲による駆除を行える狩猟者が減っているという状況があり、そう

した関係で、例えば隣町の分までできないか。要するに、猟期間みたいに県内どこでもやれるという部分で、駆除になってしまうとその市町村しかできない。それで、その辺の境にいる人たちが隣の分に限ることもできるような、そういうふうな検討をできないかと思いました。あと、鉄砲でやる場合に、例えば角田でやっているグループや丸森でやっているグループがいるわけですよ。そうすると、狩猟期間はどこでもやれるんだけど、駆除になると丸森でしかやれない。そういう部分で認めて貰えればそれだけ獲れる量が多くなるのかなって感じがするのですから、その辺も検討して貰えないかと思います。

事務局： 有害捕獲の要領がありまして、そちらの方では町村間を跨ってでも行えることとしております。そうすると今後は市町村間のやり取りになってくると思いますので、そちらの方はこれからですね、調整をしていきたいなと思っております。

なお、実態としては個体数調整や有害捕獲というのは、どうしても市町村から猟友会なりをお願いするので、どうしても市町村からということになるのかと思われまます。それで県としての個体数調整というのを昨年からは始めておりまして、それは多少、さっき言った市町村境というのが関係あるかと思うんですけども、実は県の個体数調整はあまり被害の出る前に少ない所を押さえようという考えでやっていたので、比較的北の地域を猟友会をお願いしてやっているのですけれども、それで何らかのことができないか、少し考えてみたいと思います。

仲谷委員： それは県が指導するよりも、猟友会が結構きちんと言っていければ、最近では単一の自治体だけではもう無理だという状況になってきていますので、うまく進むのではないのでしょうか。

斎藤委員： だから要するに、猟友会の事務局あたりが、こういうグループでやっているのだから、そういう申請すれば可能かなと思ったのですけども。

仲谷委員： 逆に行政がアレンジするよりも、猟友会と行政とが協力してそういう形を取られる方がよいでしょう。他の県では猟友会同士で意外と縄張りの部分を持たれている感じがします。

他の質問よろしいですか。生息分布の部分なんですけど、大体どれくらい、何パーセントくらい、拡大していますか。具体的にどれくらい進んでいるのか、やはり検討したい。拡大しているのは分かるが、微々たるものなのか、やはりかなり厳しい状況になってきているのか。

事務局： 生息分布として、具体的に面積を算出してはいないのですけれども、目安としてはメッシュの大きさが決まっていますので、それを1とカウントすれば、現在平成23年度で捕獲のメッシュは74個ありまして、18年時点で44個ですから、18から23年で4割くらい増えたという形になります。

仲谷委員： かなり厳しいって考えていいのでしょうか。ちょっとデータそのものが分からないので。

事務局： 具体的に計画書の11ページご覧いただきたい、資料2の11ページ。

仲谷委員： というと、前にここで話したと思うのですけども、生息面積が広がればやがては

増えるのは、もう目に見えていると思います。そう考えると、緊急といったらおかしいのですが、何かの対応が要る、そういう部分をきちんと明記された方が良い。

玉手部会長： 平成13年度くらいのに比べると大体2倍弱に増えているのですが、実は、平成13年度あたりでの狩猟メッシュで確認されているのは県の北部にも飛び地はありました。その頃はこれがいわゆる脱走個体じゃないかというので、調べたわけですけどそうではなくて、大体平成13年度から23年、10年くらいで、上の飛び地との間がほぼ埋まってきた感じです。飛び地というのは多分加美郡の方なんですけど、そこまでの間は大体埋まって来たようです。

仲谷委員： もしそうであれば、その部分をどうするのかということを書いておく必要があるのか、検討した方が良い気がします。

玉手部会長： それで今お配りになっている11ページの確認をしたいと思いますが、23年度の狩猟捕獲メッシュのところがあります。それで多分、仙台市だとよく分かると思うのですが、図7が18年度で図8が23年度ですけれど、これで少し北の方が埋まっています。仙台市のいわゆる西部じゃないかと思うのですけど。それで、ただこれ先程も計画区域の設定でもありましたけれども、例えば利府町とか大郷町の方にはまだ出ていない。つまり、4ページと11ページを見ていただくと良く分かる。ということで、多分、仙台市の太白区、青葉区、泉区それから大和町くらいまでの所まで埋まって来ていて、加美町は最初から飛び地でありましたけど、ここもこんな形で23年度に出ている。富谷町とか大郷町、それから美里町はどうか分からないが、まだ白くなっている。だから確実に先ほど仲谷委員のご質問から行くと県の中央部の所がほぼ埋まってきた。

仲谷委員： 対策としてはやはり、県北部と県南部の優先課題が違うような気がします。県北部はやはり入れないというか、とにかく防除するんじゃないかと、どちらかというところ攻めの駆除していく、できるだけ排除を検討する、あるいは防除するのであっても、個別の防除でなく、より北に行かない、あるいは空白地に行かないような戦略を立てないといけないし、南部の方はある種の共存せざるを得ない。その中で被害をどう抑えて行くのか。だから被害軽減のための捕獲だとか防除だとかになりますし、北の方はやはり、根絶、あるいは分布拡大を阻止するための戦略をやらないといけない。そこをやはり明確に分けて「農」と協力して、戦略を変えた方が良いと思います。

玉手部会長： 計画の中で重点区域、警戒区域と書いてある、いわゆる警戒区域の所は、当然、今後の進出が懸念される部分でありますから、そこは今、言われたような未然に防ぐという点で早めに対応していくということになりますし、それから、重点区域の中でも濃淡はあると思います。県南の部分とそれから県北の部分とは若干、濃淡があると思います。それは、実施の中でそういう対応していくということになると思います。それで、今回の計画としては、こういう区域2つという分け方にはなっています。

仲谷委員： その警戒区域の具体的な対策としては、どういう手を打つのでしょうか。

玉手部会長： そちらは、その他の質問が絡みますので、今の対策法ですと15ページから22ページまで、最後の部分に入ると思いますので、前段の部分、今までの14ページまで

の部分を含めて、15ページから最後までのところ非常に重要で、先ず目標設定の部分ありますし、それからその対策についてもここにある程度書いている。そのところで今の仲谷委員のご質問についても、ちょっとご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。今ですと18ですね。

事務局： 18ページの2の ，現在確認されていない警戒区域において目撃、痕跡等があった場合は速やかに捕獲に努めるという方針であります。

仲谷委員： もっと具体的に言うと何をするのか。結局逆に言えば、今の文言だけでは、何もしないっていうのも有り得る。具体的には何ページの何行目ですか。

事務局： 18ページの の1行目から。

仲谷委員： 具体的には。

事務局： 具体的には積極的に許可を出して、有害で捕獲する。ちなみにですが、昨年度から広域での個体数調整を始めておりますので、その取組みを強めていくというようなことになるかと考えております。従来ですと市町村にお願いしての有害捕獲が中心ですけども、それは先ほど申したように県中央部、県北部に関しては県が広域での個体数調整をしていくということです。

仲谷委員： 順番に聞くと、被害とか痕跡とか、目撃の情報収集はどんなラインから来るのか。それはきちんと連絡として流れているのか。

事務局： 毎年、市町村から連絡があります。被害情報とか、具体的には先ほど申しました県の個体数調整で捕獲も依頼しておりますが、捕獲と合わせて、当然痕跡等があった場合についてもご報告貰うことにしております。

仲谷委員： それは誰にどういうふうな形で、指示しているのですか。

事務局： それは県から、県猟友会を通じて地元の支部の捕獲隊の皆さんへ。

仲谷委員： 捕獲者がやっている。それはいつ。年何回やっていますか。1回ですか。

事務局： 毎年というか、委託自体は年に一回、通年で実施しておりますので、その期間実施したものを年度末に。

仲谷委員： 警戒区域のようなところでは、逆に言えば通年で、年1回しか上がって来ないとタイムラグが大き過ぎないでしょうか。あるいは被害というのは、やはり、リアルタイムに被害が出ているか出ていないかっていうか、1年経つともう後手にどんどんなってしまいますから、やはり、あった場合にすぐに連絡できるような体制をきちんと作っておかないと、遅いと思います。次回くらいの資料には、誰に何人にどういう形でどういうふうな指示や連絡をしているのかというのを教えて下さい。その資料を作ってください。

事務局： 県に報告が上がってきてそれから出動を依頼するのではなく、通年で委託している中で、見つけたらというか、いわゆる支部毎に管轄の地域がありますので、見つけた段階で捕獲してもらう。常に許可も出して、見つけた段階で対処してもらう。

仲谷委員： もっと言うと、それが機能するかということです。実際に、そういう建前だったとしても、それがうまくいっているのかいっていないのか、例えばここに報告に上がるのに1年後になるのか、あるいは、どこかの市町村でそういう話があったという話で

終わるのか、その辺きちんと統一して、猟友会の会員に報告とか、あるいは、市町村の担当者にきちんと連絡がいつているのかどうか、そういった部分をやはりチェックしたい。「被害等があった場合には」と書いたとしても、誰がどういうふうデータを集めるのか、今の部分ではよく分からない。「速やかに努め」というのは、報告があった時に県がきちんと依頼して捕獲していただくことを、やるわけですね。

事務局： これですと資料17ページの上から4行目の有害捕獲及び個体数調整の推進というところで、重点区域においては云々と、それで、その2行目以下、警戒区域においては、実際に被害がなくとも目撃された段階で積極的に許可を出すなどして、頭数が増える前の早期捕獲に務めるものとする、ということです。

仲谷委員： それができているかどうか。さっきの分布拡大がありましたが、このメッシュが拡大した部分を入れた時に、何回県に連絡があって、県がそれに対し何回対応したのでしょうか。

事務局： こちらのメッシュに表しているのは狩猟の数字になりますので、狩猟については基本的に年1回の報告となっています。それ以外に、市町村がやっている有害捕獲については市町村の方に個別に連絡が行っていると思いますし、県が実施している個体数調整に関しては定期的に報告されています。

仲谷委員： 今の様な状況が、何回、今まで実績として、動かれていますか。今これは、一応連絡があって、それで、それに合わせて県がやるのですか。

事務局： 同じイノシシの捕獲でも3つのパターンがあるわけで、県自らやっているものと、市町村がやっているものと、それから狩猟としてやられているものと、ありまして、それぞれ連絡のタイミングが異なっているというような形になります。ですから、有害捕獲については、それぞれ市町村さんでルール決めをされているのだと思いますけれども、県に対しては年に1回の報告ということになります。

仲谷委員： 現に被害があった場合には、速やかにということですよ。これに対応した経験は過去、ここ5年くらいで何件くらいあったのでしょうか。逆に言うと、このような活動が殆ど県の実績として上がっていないとすると、形式的にはこういう形になっているけども、うまくいっていない可能性がある。例えば、これだけ増えているとすれば、何回かそういうふうな処理をしていないといけないということですが。

事務局： 農業被害の関係ですと、自然保護サイドではなく農業サイドの方に報告が行くことになりますので、それは別途、報告されているという形になっています。

仲谷委員： それは良いとして、この環境部局で、この文言で書いてある部分の条件で何回対応されていますか。

事務局： 今年は部会に、有害で獲りましたっていうのは来ていないのですけれども、県北部ですと捕獲自体が珍しいので、獲りましたというのは、役場から連絡が来ました。

仲谷委員： 多分、その部分であれば、組織的な対応は今、北部ではやられていないっていうふうに感じてしまいます。だから具体的に。

事務局： 繰り返しになるのですがけれども、北部においては、やはりまだ市町村自体があまり有害捕獲自体の体制がなかなか取れていないので、それもあって県自らが出て個体数

調整に取り組んでいるといういきさつがあります。

仲谷委員： だから県自らがやっている範囲で、どんな活動をされているのかという実績を教えて欲しい。

事務局： それは昨年度については箱わなをかけて、今年度については箱わなプラス銃猟など。

仲谷委員： それは北部の地域に対する特別な配慮なのですね。

事務局： そうですね、要するに拡大初期に抑制するという観点で、そういう対策を取らせていただいています。

仲谷委員： その部分はもうちょっと実績として、こういうことをやった、でも、この分からすると拡大してしまっている、だからどうするのか。県が手を抜いているってことじゃないんです。うまくいっていないとすれば、だからどうするのかというのを考えないと、もし県でやれない分があるとすれば市町村の協力をどうしたら良いのか、環境部局でどうしたら良いのかを考えないと、ここの表現だけからすると建前でしか書けないことになる。

事務局： 個別の具体的にこういうことをやっていますというのは、実は単年度毎に保護管理事業実施計画というものを立てていまして、個別にやっていることは、どちらかというと前回の委員会でお示した実施計画の中に記載する事項という線引きをさせていただいておりました。それもあってこちらの保護管理計画の方には、個別の記載というのは、どちらかというとも無いというようなことになっています。

仲谷委員： こういう幾つかの大きな課題については、やはり徹底的に議論できるというか、分からないまま次に持ち越していくのではなくて、こうだったというのをきちんと整理していかないと。次回にまた、あの時どうだったのというふうな、また同じような議論が繰り返されるので、きちんと、実績としてこう対処して、それがうまくいったのか、いかなかったのかっていうことが、検討できる、あるいはそれを専門家が助言できる資料を出していただきたい。

玉手部会長： 実は、私ちょっと経験がありまして、分布拡大の時というのは、最初は情報が断片的にしか来ないものです。そうすると、駆除といっても場所と時間を区切った駆除ができないという問題があります。これはシカでもそうですけれども、ですから、今、分布拡大というところになってきますと、18ページの、先ほど仲谷委員が指摘された最初のスタートのところ、生息が確認されていない警戒区域においてあった場合、速やかに捕獲に努めとありますけれども、ここの体制はフローチャートをきちんとしておかないといけませんね。つまり、目撃情報があった時にはすぐに報告があがってこないといけない、それで、その点だと、狩猟捕獲メッシュというのは年に1回しかやっていませんから、最後に全部表を集めてやるので、それでは当然駄目なわけです。それで、目撃があった場合、そこにすぐ行っても、その動物によって違うんですけど、もういないことがあります。ただ、例えば目撃が2ヶ月の間に複数回あったとか、そういった時は探しに行って駆除しないといけない。つまり、駆除の仕方がいっぱい出ているところとは違うんですよ。それも含めてその段階は先ほど県から説明があったように、町村ではなくて県が主導してやる駆除の方になるって、これ明らか

話ですから、いわゆる警戒区域において出た場合に速やかに捕獲に努めという、その具体的なやり方、連絡やどういう体制でやるかっていうのは、先ほど課長からご説明のように、実施計画書の中で市町村にも是非、示したい。それで、ここでも、その体制を、検討会でもやはり色々な意見を言って、決めていった方が良いと思います。それで、非常に厳格なフロントでやると非常に難しいです。ただ、やらないと多分、年に1回の報告だと「分布が増えました」で終わってしまうので、何もやっていないという批判を免れないのかなと思います。そういったところで、この保護管理計画の文言の中では、これが限界だと思うのですが、体制としてはそのところのやり方を考えていかなければ、一番重要なのはやはり、目撃情報がすぐに上がってくるということと、できるだけ視点も明確に分かるということ。この頃、目撃した方の写真を送ってくれたりするんですね。そういった点で地域の方も色々なツールを持っているので、是非、そういう、情報がスムーズに県に流れてくるような体制を作りたいと思います。

仲谷委員： やはり、そういうことを考えると、警戒区域あるいは、その周辺部分の市町村に、「本当はあなたの所は警戒区域だし、重点区域から除外されているけども、拡がる可能性を持っている地域だ」ということで、きちんと自然保護課の方で分布拡大の範囲とかイメージを持った中で、先手を打ちながら連絡しておかないと、情報は入ってこないことになる。

玉手部会長： ある県では、シカがどんどん出ていますけども、地元の方は既に知っているんです。猟友会の方は既に知っているが、多分県には報告していない。自分で獲ってやろうと思って報告していない。そういうふうなこともあって、ただ、警戒区域になっていることが、その町村の方が分かっていたら、当然見たらすぐに報告を上げてくれると思います。是非、そういうことをお願いします。

杉野目委員： 今の件に関連して、警戒区域についてはという書き方をしていますが、今回、4ページを見ていただくと、重点区域と警戒区域の区分けが変わったことによって、県北で今まさに拡大が始まっている地域も、県南の既に侵食されてしまっている区域と、同じ取り扱いになっているので、もう少し考え方を整理された方が良いような気がします。

斎藤委員： 去年の8月のことですけど大衡で県や仙北の人たちの集まりがありました。あれに私も参加させて貰ったのですが、その時に、イノシシが出て、移動して歩いている関係で、そこにいなくなってしまう、どうしても動くらしい部分が出てくるんですね。それで、その時に、ちょっとアドバイスしてきたのですが、イノシシとかシカなんかと同じなんですけど、ダニを殺すために、コールタールとかクレオソートとかの前に行ってそこで体を擦るから、イノシシだか何だか分かるよという話をしてきた。だからそういう確認の方法もある程度知っていればと。でも、その話をしているうちにある人から「それはやっている人の本人の、ひとつの企業秘密だから、教える部分ではない」とかいう話になったんですけど、やはりそういう部分を知っていればそれなりの防御がとることができると思うんですよ。色々なわなの掛け方、こういう所にこう

いうふうに掛けるとか、話してきたんですけど、ある程度、方法も知っていた方が良いのかなと思いました。

事務局： 実はその拡大しているエリアで、今これ以上拡大させないよということ、いろいろ県でも努力しているところですけども、やはりその拡大している地域の猟友会のみなさんっていうのは、イノシシ獲っている経験が非常に少ないわけですよ。なかなか苦戦しているというのが実際のところで、効果的な手段が実態的には難しいというのが現状でございます。

玉手部会長： やはり痕跡を見て行くというのは一番ですね。

事務局： 明らかに、先ほど言われたように、水浴びするような場所があったり、ほじくり返している跡があって、やはり、いることは間違いないのですけれども、生息の密度が低いところは非常に動きが早いので、わなではなかなか捕まえにくい。多分、密度の濃い所ですと必ずどこかで獲れるのですが、密度の低い所ですと、わなにはなかなか掛からない。選択肢がいっぱいあるものですから、イノシシにとってわなより美味しい物もいっぱいあるんで、なかなか難しいのかなと感じています。ですから、狩猟や捕獲 1 本やりの手法では、なかなか現実に、防いでいくのは困難なのかなと考えております。

仲谷委員： ひとつ不安があるのですが、例えばこの捕獲の部分についても確か年 1 回ですね。やはりもう 1 回大雑把でも良いので、各猟友会と各市町村担当者に管内図の中で、イノシシがいる場所いない場所、環境省が 5 年間に 1 回くらいやりますね。生息分布調査みたいな。市町村毎の担当者と、当然、有害やっている担当者は猟友会を知っていますから、猟友会の会長に地図を渡して、知っている情報を、いるかないだけでも、大雑把に書いて貰って、1 回データ化した方が良いんじゃないですか。この捕獲だけでは、何か今の状況が本当に把握できているのか、こんなにもういようになっているの、と出てくるかも分からないので、一度そういうのを検討していただけないかと思えますね。

玉手部会長： はい、それも実施面の話なので、ちょっと今日は時間があまりありませんので。

仲谷委員： あと、すみません、もう 1 個。この重点区域の中に栗原市がもう入っていますよね。これは北の部分はもう警戒区域として、拡大を阻止する地域としてはもう放棄したという形になるのですか。

事務局： 既に農業被害等が報告されている区域として、栗原市まで入っているということなので。

仲谷委員： 重点区域は被害防除対策に重点を当てていますから、栗原は捕獲して排除するのでなく、ここは防除にシフトしますよ、というふうに読めるが。

事務局： 基本的に、重点区域に入っている市町村は市町村が自ら、ある程度の対策の計画を立てていくというような形になっています。

玉手部会長： 多分、それでは駄目だったから、今のような現状になっていると思うんですよ。

事務局： 駄目というかですね、現状はやはり現状として、ある程度、認めていかざるを得ない。

仲谷委員： だから栗原市は、もうそれは排除する方向ではなくて、拡大を防止する地域ではないと。

事務局： 既に農業被害等が出ていますので、市が自ら計画を持っていますし、実施していくという形です。もちろん県と協力してですけども。

仲谷委員： ただ、そういう計画に読めない。もう何かここは防除するだけしかないというふうにしかな。

事務局： 防除対策を重点的にやっていきますし、まあ、何て言うんでしょう。

仲谷委員： 先ほど言ったように、この北部でできるだけ、ここを縮小させようっていうのはどこなんですか。

玉手部会長： 少し口を挟みますけど、岩手の方で既に出ているんです。つまり宮城県を乗り越して行っているんですよ。だから宮城県で確実にまだクリーンなのは、石巻はともかく、登米、雄勝など、つまりこれから拡大をどうしても阻止したいのは、この白い部分です。それで栗原、加美と大崎は昔から、平成の1桁、2桁の始めくらいから既にいます。乗り越してもいる。ただ南部に関しては少ないかもしれませんが、栗原、大崎の辺りは、農業生産の非常に重要な部分ですから、もう農業対策を第1となる。そちらの方で重点的にやってくしかなくて、多分ここで分布拡大阻止しても北からということ、今、言うようなレベルではもうなくなっていると、私はそういうふう理解しています。それで重点になったのではないかと。むしろ、岩手にもいるから、もう出ているので、ここで阻止しても多分、北からもまた入ってくる。むしろ沿岸部の方に行かないようにという、多分、まだ石巻とかですね、生息適地はありますので、まあそういうことだと思っんです。

仲谷委員： その部分の戦略はやはり、明確化した方が良くと思います。その場合さっき言ったようなフローチャートみたいな、対策のフローチャート、地域によってどうしていくのかっていうのを、ちょっともう少しこの計画に載せられないのであれば、資料として作っていただけたらと思います。

玉手部会長： それで、ちょっと時間も押してきているので、非常に重要な部分で、どうしても皆様に確認をしていただきたい部分があり、それは15ページの保護管理の目標です。これは非常に論議が多い部分ですけども、今後の第2期の保護管理の目標が先ほどのご説明の通り、被害金額ということで目標を設定します。こういうやり方が、一番可能だということのご説明がありますが、これは21年から23年の平均被害金額、2,946万円の4割減程度、1,800万円程度ということです。それで第1期に比べると少し額としては上がっています。その点に関しては第1期から見ると少し後退ではないかという意見をいただく可能性も当然あります。それからもう1点、16ページにあります、これも猟友会の意見等を色々聞いて行うと思っんですけども、狩猟期間の延長ということで変更になります。実際、イノシシは狩猟期間の延長が効果あるということが第1期の場合、評価されたので、そういうことが反映しているということになります。目標設定のところ、重要なところ幾つかあるうちの今、2つだけお示ししたわけですけど、この点についてご意見はいかがでしょうか。ただこれは第1期の

反省で、目標を設定しましたが実際に達成できなかったわけですね。ですから、達成できない時に、あの先ほどの当初に説明いただきました色々なコメントが出されておりますが、資料4ですね、前回部会での意見、それから関係機関からの意見ということで、第1期の実績に関しては非常に厳しいご意見をいただいているわけです。従って、第2期においてもこういう目標を設定した時に、その設定で達成するためにはどのくらいの労力を投入するのか、それから達成できなかった時に何が問題だったのかということ、きちんとデータとして集めるということがないと、まあ多分、絵に描いた餅で終わるということだと思えます。それは仲谷委員が言っていることだと思えます。ということでありまして、特に15ページ、16ページについて、もしここでご意見あればいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。とにかくですね、県民の皆さんは非常に注目しているわけです。それで数値目標を設定するからにはまあ、うまくいって当たり前で、うまくいかなかった時にも説明責任が当然ありますので、その時にやはり、次に改善する時に何が改善できるのかってということで、科学的なデータをきちんと集めるということがどうしても必要だと、それが第1期の反省点だったと思います。これの計画に基づいて年度計画を作成する時に、県の方で先ほどのご指摘ありましたような区域、2つに分けた時のそれぞれの対応、フローチャートを含めて、具体的なやり方を是非、ご検討いただきたいと思えます。仲谷委員、一言くらいいただけませんか。

仲谷委員： やはり先ずは評価をきちんとやらないと、結局、やりましょう、頑張りましょうってやって、また来年もまた頑張りましょう、こうでしたというだけの話になって、一体、何が良くて何が悪かったのか整理されないまま、悪く言うとやり散らかしてしまうことになる。例えば、こういうふうな資料4のようにきちんとこういうの、出されているわけですから、反論じゃないですけども、県が考えている、事務局が考えている答え、あるいは農業部局が考えている答え、に対してこういう方針で臨むってこののを、やはり作っていただかないと、議論が進まない。前にも言ったように、もっと増える可能性がある。数値目標を出したのであれば、その結果に責任を取るというふうな、そんな気持ちで動いていかないと、次の期になると担当者が変わるとか、あるいは、前の期で作った計画は前の担当者だっていうふうなことになりかねない。それはやはり、県の力を削いでいくっていうか、行政の力を削いでいくことに、なるような気がする。だからきちんと前の期でどういうことが行われて、どこまで進めたのか、そういった部分をもっと会議で明確に出していく、特に「農」の部分では。「農」の委員は「林」の研究機関の方でしたか、松野委員さんは。どういうふうな動きでサポートできますか。「農」が何をやって何ができないのか、あるいは、やったことがどうだったか、もっと出す必要があると思う。その部分でやはり、年1回の委員会とか、2回くらいでこうだったああだったって言うんじゃないじゃなくて、後戻りしないようなデータを、どう「農」が出せるのは大きい、いかがですか。

松野委員： 確かに、何がどこまでできて、何が課題であってどうすべきかという話を進めていく上では、やはりそういったしっかりした調査をしつつ議論しておく必要があるんだ

ろうとは思いますが。林業系の研究機関として参加させて貰っているのですが、正直申し上げればですね、確かにイノシシについても森林生態といいますか、森林をひとつの生息域としている獣類ですので、我々の対応の分野にもかかるとは思うのですが、いわゆる行政といいますか産業分野として、我々林業技術総合センターがやる対象かという部分とか、あるいは今のイノシシを研究対象として改めてやるような段階のものかという部分もちょっとありまして、研究機関とするとですね。

仲谷委員： もっと言うと、「農」の中ではイノシシ問題の順位は低いと考えて良いんですか。

松野委員： それはちょっと、私の方からは言い難い。

仲谷委員： 高ければやらざるを得ない、県民から要望としてあがってくれば、イノシシの専門家だとかシカの専門家を作るのは別として、研究機関としては、やはりフォローする必要がありますと思うんです、農業試験場も含めて。だからデータを集めて、こんな話がありますよとか、これは間違っているみたいですよとか、助言する部分がないといけない。もし手を付ける段階ではないということは、まだ、農業部門としては大きな問題ではないというふうに考えていると、思えてしまう。やはり「農」の方も優先順位をつけて、研究もニーズに対応していますから。しっかり研究してく欲しいと言っているのではなく、今もってる「農」のデータがきちんとオープンにされて、それがどうなったのかっていうのをやはり、「農」とか「林」のなかで、きちんと提案されてはどうかと思います。

松野委員： まあ、確かに仰るとおりだと思います。農業経営の機関がこれに対してそういう要素がないとは決して考えていないと思うんですね。やはり先生が仰るとおりどうしても優先順位みたいなものもありますし、また研究実態もそれぞれやはりあるので、まあこういったものというのは、なかなか状況としてかなりしんどい状況になってこない、我々が予見して研究機関が最初に手を打つというのは、なかなか実態には難しい部分があります。ただ実は、これはだいたいまずいなというか。

仲谷委員： 今のところ県からは、何か手伝ってくれという要請はないんですか。

松野委員： 農業サイドから今のところ、我々にはありません。

玉手部会長： 時間も無いのと、それと、松野委員が答えられない部分あると思いますので、ちょっと私からひとこと申し上げれば、県の試験研究機関の役割ってやはりその、それぞれの担当がありますがけども、県の自然環境全体を総合的に眺めるといって、非常に大きな役割、つまりイノシシの単独の問題ではなくて、シカとかカモシカとかクマとか全部が絡んでくる問題です。ですからイノシシ自体を見ますと農業の問題ですけど、実は林業のところ、若干関係してくる部分あります。で、やはり試験研究期間の役割というのはお互い連携を取ってデータの互換性を先ず維持することです。それで、分布拡大とか被害状況とか、必ずそれは地域、いわゆる GIS の解析も必要になってきますし、色々な情報を総合的に調べなきゃいけない。例えば、先ほど出た錯誤捕獲も、クマがいる場所ではどうか、わなを掛けるかという問題も出てきますし、カモシカだって掛かるわけですね。で、そういったところからいくと、例えば、林業系の試験的期間と農業系の試験的期間、あるかもしれませんが、少なくともお互いデータを見

合っている必要があると思います。それで特にクマの出没も色々問題になっていますが、私の方でやっている山形の場合には、出没状況データの環境条件を調べて、どうしてここに出るかというのを予測して、それをやるために実は県のメッシュデータが使えなかったため、わざわざ GIS にデータを入れ直しました。本当はそういうのを試験研究機関がやるべきことです。まあ、東北大もやらないでしょう。だからそういった点で、今後、県の色々な野生鳥獣に関する情報を、それぞれバラバラに持っているのを相互に活用できるような体制を作っていただきたいというふうに思っています。宮城県も仙台市も頑張っているんで、希望があるとは思っています。それで、今日の目的というのは第 2 期の保護管理計画を固めるということですが、一応最後のところまで色々ご意見いただきましたけど、大筋としてご異論はなかったというふうに考えております。ただ、やはり実施面で非常に厳しいご意見が色々出ております。その点については今後、検討していただきたいと思います。当部会の結論としましては、原則としては、この原案を了承するというにしたいと思います。ただちょっと見るとまだ、文言のところ、直すべきところがあるような気がしていますので、その点については修正内容の確認を私の責任でいたしますので、そういうことで了承していただくということで、よろしいでしょうか。

杉野目委員： 幾つか申し上げたいことがありますけど、時間がないということですので、市町村という立場でまた改めて意見照会はあるんでしょうか。

事務局： 今後の予定としましては、市町村に限らずいわゆるパブリックコメントが 1 ヶ月間ありまして、そこで市町村に限らず関係団体や一般県民の方からも広く意見をいただくという予定です。

杉野目委員： 市町村に対してはいかがですか。

事務局： パブリックコメントの他にも、市町村に対してはこれで良いかという協議文書もございます。その機会もあるんですけど、もしもよろしければ後ほど、電話とか FAX とかメールでもいただければ、できれば早めに反映をさせていきたい。

玉手部長： もしよろしければ、ここで言っていたいただいても。

事務局： 委員としての立場で言っていた方が、一番よいと思いますよ。

杉野目委員： それでは、先生方からも色々厳しいお話がありましたが、仙台市としては、やはり、今まで前計画に基づいて取組んで来た中で、宮城県でのイノシシの生息域が残念ながら縮小ではなく拡大しているという状況ですので、今後、更なる取組みが必要なのではないかと考えております。具体的にどういう取組みが前回と変わったかというところは、狩猟期間が延長された、免許を所有しない人たちも有害鳥獣捕獲に加われる、その程度ではないかと思うのですが、狩猟期間が延長されたとはいっても、現在、放射性物質の問題があり、実際に流通制限がかかっている状況ということで、これが大きな対策になるとは考えにくい。イノシシの狩猟数減少というのは、多分イノシシのこの生息数の拡大にすぐに反映するものだと思いますので、イノシシの放射性物質が検出されている状況に対して、県が積極的にどういったことをしてくださるのか、前回の意見照会の時にも申しあげたのですけれども、例えば捕獲に対して、更なる支

援・奨励金等をお出しになるとか、もしくは残さ処理、一応計画には「努める」と書いてあるのですけれども、狩猟者の方々が本当に困っていると思われまので、もっと積極的な対策を具体的に打ち出していきたいと思っております。そしてまた、警戒区域に入った市町村については、市町村が有害鳥獣捕獲等、捕獲隊の皆さんのご協力を得ながら行っていくというスタンスだということなのですが、県が主体的に何をなさるのか。県は計画をお作りになって、それに基づいて私ども市町村もできる限り頑張ることは頑張るんですけども、県がどういうところを頑張るのかというものをもっと具体的に示していただきたいと思っております。それから、免許を持たない方々が参加という件ですが、それについても以前にも意見をお出ししていますが、宮城県では捕獲隊と農作物対策協議会という枠組みで、今まで有害鳥獣捕獲を進めていくということでやっていたので、仙台市でもそれに準じて体制を作って参りました。しかし、免許を持たない者が有害捕獲に加われるのは、法人が実施する場合のみという形になっているので、農作物対策協議会が実施するもの場合には、地元の方々の協力を仰ぐことが難しいのではないかと思います。それを、どういった体制で今後進めていくのか、そのへんを各市町村で勝手に考えてくれるのではなく、宮城県としてはこういうふうを考えているという指針を是非、お示しいただきたいです。そうしないと私ども市町村の中で、予算獲得ですとか体制整備をするに当たっても、宮城県の計画にこういうふう書いてある。だから私たちこのようにしたいということでないで内部的になかなか説明がつかない、というようなところがあります。更に、実施隊についても支援していくと計画にお書きになっていますが、その実施隊についての整理がどうなるのか。宮城県さんもそうかもしれませんが、どこの市町村も予算措置は厳しい中で、実施隊の予算確保していくのは大変困難な状態にあるんですけど、そこで宮城県が具体的にどういう支援をしていただけるのか、その辺を示していただきたいと思っております。

玉手部会長： 具体的には、これでいきますと17ページですね、今、幾つかご指摘されたところですけど、例えば ですか、或いは19ページの9ですね、資源活用及び残渣の処理のところですね、幾つか、そういった点では今の仙台市のご意見のように、市町村がそれを拠り所にできるような具体的な指針というのを、これにできれば反映、入れて欲しいというご意見というふうに思っております。私も少しその点は色々考えありますが、可能かどうか分かりませんが、ひとつは、そこまで書けないと思っておりますが、例えば報奨金のようなものを考えるとかですね、あるいはもっと極端な場合には、専従でそういうことに当たる人を設けるといったようなことが、分布拡大な時に一般的には使われています。そういったことも含めて、もう少し書き込める部分があるのではないかとのご意見かと思っております。これに関しましては、私の不手際で時間も超過していますけれども、もしこれからパブコメをやるということではありますが、そこでも出てくると思っております。この委員の皆様でもこれについて更にもしご意見があれば、あと、県の方に直接ご連絡いただきたいと思っております。私の方でここでやれるのは、目標の数値設定とか、狩猟期間というところの、重要なところは、ここで了承されたと考

えておりますけれども、その他、修正内容等生じた場合には事務局でそれを検討して、その後、私の方にも見せていただいて、私に一任していただきまして最終案というふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

杉野目委員： 少し補足をさせていただきます。市町村が体制を強化して、実施計画を立てたり体制等を組むのに、より所になるような文言があれば、それで良いかという、決して文言だけ入れていただければ結構だというようなことではなく、文言を入れていただいた故に、市町村にだけ責任が降ってくるというのは止めていただきたい。宮城県もそれなりの対応をしていただきたい。書いたことに対しての、それなりの資金援助なり検討したうえで、書き込んでいただきたいと思います。

部会長： よく分かります。

菊地委員： 今、仙台市さんがおっしゃったように、この文言の中に入れるとか、支援を行うとか、ずいぶん出てくるんですが、いずれ宮城県の積極的な姿勢が見えないというのは、全部市町村におんぶしているということになっていると思います。なので、どういうものを支援するのか、努めるのか、この計画書には出ないかもしれませんが、実施計画書なりできちんと示していただきたいと思います。それで後はですね、先ほど仙台市さんもおっしゃったんですが、福島第一原発の事故でイノシシが肉として活用できないということがございまして、捕獲頭数が減るっていうのは充分予想されます。それでちょっと官報の速報値、11月に貰ったのがあるんですが、皆さんに配っていただきたい、いいですか。福島県では今年度から、狩猟期間に捕獲したものについては、県が1頭当たり5,000円出すっていうことが書いてあります。そのへんも宮城県においては当然、放射能の影響がだいぶ出ていますので、考えていただきたいと思います。そうすれば多少なりとも捕獲頭数はあがり農業被害は減ると思いますので、よろしく願います。後、支援とかにもちょっと関連するんですが、先月、サル関係の研修会がございまして参加しました。その中で、青森、福島、福井、香川県では、狩猟免許取得者に県自らが補助を出して、狩猟免許を取らせているっていうのを聞きましたので、そのへんも宮城県の方で検討していただきたいと思います。合わせてですね、狩猟者の確保にも関わるんですが、今、捕獲隊なり駆除隊の編成要件が、宮城県の有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領の中の、銃であれば5年、わなであれば3年以上の経験がないと捕獲隊なり駆除隊になれないっていうのだと思います。狩猟者を増やすのであれば、この年数をちょっと短くしても良いのではないかと思います。合わせてこの、5年と3年という、決めた根拠がちょっと分からないのですが、そのへんも検討していただきたい。あと、最初にうちの方の斎藤委員の方からもお話がありましたが、今、イノシシ被害がだいぶ広がっていています。元々は仙南を中心にだったんですが、その関係で、いまのところ駆除隊が町に申請して、個体数調整の許可を出しているという現状でございまして、例えば、広域的に仙台市から南は全部、駆除隊なら獲れるっていうか、県が1本で出せないか、そのへんちょっと検討していただきたいと思います。もし広域で取り組むのであれば、各駆除隊が各市町村に許可申請をしないといけないと思いますので、大変、手間がかかります。これを県1本で出して

いただければ非常に助かりますし、実際、他の市町村に行くかはどうか分かりませんが、そして、各市町村の駆除隊も交流を深めて経験も踏まえて、確実な捕獲に努められるような気がしますので、そのへん、検討していただきたい。

玉手部会長： これ録音されていますか。非常に重要なポイントが幾つか出されていると思うのですが、何せ時間が押していて、かなり飛ばしてきましたので必ず後で拾っていただき、今のご意見はある部分は実施面での盛り込みでございますね。それから、後やはり、この計画自体の表現や内容についても、もう少し改善してくれという意見が自治体のお2人から出ていますので、その点についてもやはり、私も漠然としているところがありますけれども、もう1回、検討していただきたいと思います。書き込めない部分としては、やはり年度計画の中で具体的に示すということが重要だろうと思います。

斎藤委員： 今の県の話のついでに、ちょっと言わせて欲しい。要するに、今言ったように仙南は県の地方振興事務所が仙台と大河原と2つある。そういう絡みも含めて仙南は仙台も大河原も一緒にやれるような考え方をすれば有難い。

仲谷委員： 今、杉野目委員と菊池委員が言われたことは非常に重要なことだと思います。きちんと県と市町村とがタイアップしていく、問題は避けて通れない。実施隊も駆除隊員のままで行くのか、狩猟者全員を公務員化しているようなところもある。県の戦略として考えていく必要がある。また、放射能対策について考えておいていただきたいのは、今、検査のデータの値がどんどん下がっています。でもこれはヨーロッパの実態から考えれば、ちょっと異質です。ヨーロッパの実態が正しいとすれば、宮城県の出荷規制は20年以上続くことになります。数年では収まらないのが通常だと思います。日本の場合は特殊かも知れませんが、福島県は補助金を出して対応する状況がでています。ただ、獲ったイノシシを全部どこかに処分しろということでは、数年以降、狩猟者が補助金だけでイノシシを獲るようなことが続くかということ、難しいかもしれませんが。この数年を頑張らないといけない部分もありますが、その数年の中で次の手を明確に打たないと、多分、狩猟者はどんどん減るし、もう狩猟者自身も獲らなくなってしまう。それで、皆さんに考えていただきたいのは、狩猟者が減るグラフはよく見ますが、その前どうだったのかということ、今よりももっと少ない時代があります。その時代は一体何をしていたのかということも考えたい。狩猟者が減った減ったと言う危機感だけを持っていても、新しい解決は難しいと思います。

玉手部会長： 大変申し訳ないのですが、時間も押しているのです、本日の意見を基にもう1回ですね、事務局と私が相談をして修正を行います。それで、これについてどの程度の修正かにもよりますけども、軽微なものであれば私に一任していただきますけれど、大幅な修正、多分数値とかの修正はないと思いますので、そういう形でやらせていただきます。万が一、非常に大きな修正があるようになった場合には、また皆さんに確認いただく、恐らくそういうことはないというふうには考えております。それでは、その他、(2)に入りますけど、委員の皆様から何かございませんでしょうか。なければ事務局の方から続いてお願いします。

事務局： 資料5で鳥獣保護事業計画の説明する予定だったのですが、誠に恐縮ですが、後でお目通しいただければと思います。現在、この4つの特定鳥獣保護管理計画と同時並行で作業を行っているところでございます。よろしく申し上げます。

玉手部会長： 簡単に今後1年くらいの流れを、例えば第11次鳥獣保護事業計画の方や、これを今度また会議やパブコメかけるという形になると思うのですが、大体いつ頃でしょうか。

事務局： ご説明させていただきます。今回の特定鳥獣保護管理計画につきましては、今回の部会での意見、それからこの後、追加で事務局にもご意見いただきましたならば、基本的には部会長とご相談させていただきまして、1月中くらいに最終成案をまとめさせていただきたいというふうに考えております。その後2月にパブリックコメント等を実施いたしますとか、隣接県それから関係市町村へ協議させていただく予定にしております。その後、自然環境保全審議会等にかけていくというような形で考えております。それから、第11次鳥獣保護事業計画に付きましても、同じようなスケジュールで作業を進めていく予定にしております。順調にいきますと4月以降で計画を施行するような形で考えております。

玉手部会長： ありがとうございます。私の方はこれで終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

事務局： 本日は長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。最後に閉会に当たりまして自然保護課長の三坂よりご挨拶申し上げます。

三坂課長： 昨年に引き続きまして今回2回目の部会ということで、非常に熱心に議論していただきありがとうございました。今日出た意見や御提言いただいたことを踏まえて可能なものについては対応させていただきたいと考えています。イノシシの計画につきましては他の鳥獣の計画と違って、農業被害を目標としているということで、特異な作り方になっております。今日の御議論も含めて今後とも良い対策を立てられるように努めて参りたいと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。どうも今日はありがとうございました。